

記入例

養育費等に関する申告書

令和 7 年 * 月 * 日

ふじみ野市長 宛て

申請者 住 所 ふじみ野市福岡 1-1-1

氏 名 ふじみ野 花子

1. 児童扶養手当／ひとり親家庭等医療費支給開始月：令和6年 1 月（不明な場合は記入不要）
2. 養育費の取り決め：（有 ・ 無）
3. 令和6年中の養育費の受取：（有 ・ 無（以下、記入不要））
4. 記入方法
- 令和6年1月から令和6年12月の間に受け取った金額を記入。
 - ※児童扶養手当の支給開始月が令和6年1月以降の場合は、児童扶養手当支給開始月から令和6年12月の間に受け取った金額を記入。
 - 令和6年中に手当の支給対象外となった児童がいる場合は、支給対象となっている期間の受取金額のみ記入。

（例）児童の生年月日が平成17年4月2日から平成18年4月1日の間である場合、令和6年3月分までが児童扶養手当／ひとり親家庭等医療費の支給対象であるため、令和6年1月から3月の受取金額のみ記入。

5. 受取金額

	受取人氏名（母／父）	受取人氏名（児童）	受取人氏名（児童）	受取人氏名（児童）
	ふじみ野 花子	ふじみ野 一郎	ふじみ野 次郎	ふじみ野 三郎
	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日
	昭和 平成 53 年 11 月 11 日	平成 令和 17 年 9 月 10 日	平成 令和 19 年 5 月 9 日	平成 令和 23 年 4 月 20 日
令和6年1月	10,000 円	10,000 円	5,000 円	5,000 円
令和6年2月	10,000 円	10,000 円	5,000 円	5,000 円
令和6年3月	10,000 円	10,000 円	5,000 円	5,000 円
令和6年4月	10,000 円	0 円	5,000 円	5,000 円
令和6年5月	10,000 円	0 円	5,000 円	5,000 円
令和6年6月	10,000 円	0 円	5,000 円	5,000 円
令和6年7月	10,000 円	0 円	5,000 円	5,000 円
令和6年8月	10,000 円	0 円	5,000 円	5,000 円
令和6年9月	10,000 円	0 円	5,000 円	5,000 円
令和6年10月	10,000 円	0 円	5,000 円	5,000 円
令和6年11月	10,000 円	0 円	5,000 円	5,000 円
令和6年12月	10,000 円	0 円	5,000 円	5,000 円
小計	(A) 120,000 円	(B) 30,000 円	(C) 60,000 円	(D) 60,000 円
合計(A～D)	(E) 270,000 円			
所得加算額 (E の 8 割)	216,000 円			

「 養 育 費 」 に つ い て

1 「養育費」とは、次の要件の全てに当てはまるものをいいます。

- ① 児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費(以下「手当等」)を受給している者が母親の場合には、監護している児童の父親が、手当等を受給している者が父親の場合には、監護し、かつ生計を同じくしている児童の母が払ったものであること。
- ② 手当等を受給している者が母親の場合には、受け取った者が母親又は児童(母親又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。)、手当等を受給している者が父親の場合には、受け取った者が父親又は児童(父親又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。)であること。
- ③ 父親から母親若しくは児童に支払われたもの、又は母親から父親若しくは児童に支払われたものが金銭又は有価証券(小切手、手形、株券、商品券など)であること。
- ④ 父親から母親若しくは児童へ、又は母親から父親若しくは児童への支払方法が、手渡し(代理人を介した手渡しを含みます。)、郵送、母親、父親名義又は児童名義の銀行口座への振込であること。
- ⑤ 「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅などのローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」など児童の養育に関係のある経費として支払われていること。

2 したがって、次のようなものは「養育費」には含まれません。

- ① 手当等を受給している母親が監護している児童の父親以外の者から支払われたもの、又は父親が監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の母親以外の者から支払われたもの
- ② 母親、父親又は児童以外の者が受け取っている場合
- ③ 支払われたものが、不動産(土地、建物等)、動産(車、家財道具等)の場合
- ④ 支払方法が、母親、父親又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合
- ⑤ 「慰謝料」、「財産分与」として支払われる場合

(注) 1 受給者が未婚の母である場合

父親が児童を認知しており、かつ、上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

2 自分の子だけでなく、他の子も養育している場合

自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。